

赤穂市空家活用支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、赤穂市空家活用支援事業補助金交付要綱（平成30年赤穂市訓令甲第40号。以下「要綱」という。）第14条の規定に基づき、空家活用支援事業の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(補助申請の添付書類)

第2条 要綱第7条第1項の市長が別に定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 実施計画書（様式第活1-1号、様式第活1-2号、様式第活1-3号、様式第活1-4号、様式第活1-5号、様式第活1-6号又は様式第活1-7号）
- (2) 事業費内訳書（様式第活2号）
- (3) 工事費の見積書の写し
- (4) 建物図面等（付近案内図、配置図、平面図（改修前後）、その他改修工事内容が確認できる図書）
- (5) 空家の所有者及び建築年月が確認できる書類
- (6) 台所、浴室及び便所の設備の設置年が確認できる書類
- (7) 耐震性能確認書（様式第活3号、昭和56年5月31日以前に着工された空家の場合に限る。）
- (8) 空家の外観及び改修予定箇所の現況写真
- (9) 申請者の市税納税証明書
- (10) 誓約書（様式第活4号）
- (11) 承諾書（様式第活5号、空家所有者以外の者が申請する場合に限る。）
- (12) 次のいずれかに該当するときに限り、住民票の写し
 - ア 住宅型（若年・子育て世帯タイプ）を申請するとき
 - イ 住宅型（U J I ターン世帯タイプ）を申請するとき
 - ウ 事業所型（U J I ターンタイプ）を申請する場合で、申請者が個人であるとき
- (13) 登記事項証明書（事業所型（U J I ターンタイプ）を申請する場合で、申請者が法人であるときに限る。）
- (14) 地域団体等の登記事項証明書（地域交流拠点型を申請する場合に限る。）
- (15) ワークーション施設に関する計画書（様式第活6号、地域交流拠点型を申請する場合で、改修建築物の用途がワークーション施設のときに限る。）
- (16) 定額制多拠点居住サービス施設に関する計画書（様式第活7号、地域交流拠点型を申請する場合で、改修建築物の用途が定額制多拠点居住サービス施設のときに限る。）
- (17) コワーキングスペースに関する計画書（様式第活8号、地域交流拠点型を申請する場合で、改修建築物の用途がコワーキングスペースのときに限る。）

(18) その他市長が必要と認める書類

(変更交付申請の添付書類)

第3条 要綱第8条第1項の市長が別に定める書類は、前条各号に掲げる書類のうち、内容を変更する書類とする。

(実績報告の添付書類)

第4条 要綱第9条の市町が別に定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 実施報告書(様式第活9号)

(2) 工事請負契約書及び領収書等の写し

(3) 工事写真

(4) 賃貸契約書の写し(空家を賃貸又は賃借して活用する場合に限る。)

(5) 耐震改修工事実施確認書(様式第活10号、昭和56年5月31日以前に着工された空家のうち、改修前において要綱別表第1に掲げる耐震基準を満たしていないものを改修した場合に限る。)

(6) 事例等掲載意向確認書(様式第活11号)

(7) その他市長が必要と認める書類

(活用状況の報告)

第5条 要綱第13条第1項の活用状況の報告は、空家活用支援事業改修建築物活用状況報告書(様式第活12号)により行うものとする。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、令和4年4月25日から施行する。

付 則

この要領は、令和5年4月17日から施行する。

付 則

この要領は、令和6年4月30日から施行する。

付 則

この要領は、令和7年4月30日から施行する。